

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月10日
【会社名】	アジア航測株式会社
【英訳名】	Asia Air Survey Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大槻 幸一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーンタワービル
【電話番号】	03(3348)2281(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理本部副本部長 渡部 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 新百合トウェンティワン
【電話番号】	044(969)7230(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理本部副本部長 渡部 彰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 800,122,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	アジア航測株式会社 神奈川支店 (神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 新百合トウェンティワン) アジア航測株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー) アジア航測株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市北区大曽根三丁目15番58号 大曽根フロントビル) アジア航測株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新宿二丁目6番8号 クリーンホーム千葉) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,434,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 本普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成23年6月10日（金）開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	3,434,000株	800,122,000	401,778,000
一般募集			
計（総発行株式）	3,434,000株	800,122,000	401,778,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
233	117	1,000株	平成23年6月27日（月）		平成23年6月27日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
 3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アジア航測株式会社 経営管理本部	神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 新百合トウェンティワン

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目24番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
800,122,000	18,940,000	781,182,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

フィナンシャルアドバイザー費用	10,000,000円（S M B C日興証券株式会社）
弁護士費用	3,000,000円
登記関連費用	3,000,000円
第三者委員会費用	2,000,000円
取引所上場手数料・印刷費用等	940,000円

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額781百万円につきましては、下記のように使用する予定であります。

(単位：百万円)

目的	内容	金額	支出予定時期
地理空間情報活用技術の強化	MMS（下記 ア参照）の追加購入	250	平成23年7月～平成24年9月
	航空機搭載センサーの入れ替え	300	平成23年10月～平成25年9月
	航空測量データ処理設備の拡充	50	平成23年7月～平成23年12月
経営基盤の強化	社内情報ネットワークの多重化	150	平成23年7月～平成24年4月
	海外事業向け新規人材採用	30	平成23年7月～平成25年9月
合計		780	

なお、調達資金を実際に支出するまでの期間は、これを銀行口座にて適切に管理いたします。

当社は、平成23年4月より、平成22年10月に定めた今期事業方針に基づき、平成23年10月から平成26年9月までの中期3ヶ年計画の策定を開始いたしました。策定にあたっては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響や、公共事業縮減で今後さらに厳しくなることが予想される事業環境の変化へ対応するため、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載の復建調査設計株式会社（以下「復建調査設計」といいます。）との間の発展的な業務提携関係の構築のため、必要な資金等を考慮しながら、今後の資金需要を試算いたしました。これらの資金の使途の詳細については、以下のとおりです。

地理空間情報活用技術の強化

(ア) MMSの追加購入

当社は、モバイルマッピングシステム（以下「MMS」といいます。）「GeoMaster NEO」のサービスを平成23年3月に開始いたしました。MMSとは、自動車に搭載したレーザースキャナーを用い、走行しながら周辺の地形・地物の正確な位置を計測するシステムです。自治体の道路や下水道などの施設管理者が保有する調書・図面作成の効率化に加え、広範囲、高精度の地形・地物を計測する能力を活用した斜面やトンネル等の防災点検や施設点検などへの利用が可能で、従来の測量方式と比較し、より安価かつ高精度なサービスの提供が可能となります。

今回の東日本大震災を受け、東北地域を中心とした被災地における復旧・復興のための地形や土地の測量の需要が急増していること及び自治体の道路や下水道の施設管理にMMSの利用が急速に進むことが予想されることから、平成23年3月に関東地域に導入した車両に加え、新たに2台を追加購入し、平成24年9月までに東

北、関東、西日本の3台体制へと増強いたします。

(イ) 航空機搭載センサーの入れ替え

当社は、航空測量のためのセンサーとして、デジタルカメラ（以下「DMC」といいます。）を3台、レーザー計測装置を4台（内1台はヘリコプター専用）保有しています。このうち、DMCとレーザー計測装置の各1台は、導入後6年を経過しているため、平成25年9月までにより性能が高い装置への入れ替えを順次実施いたします。

(ウ) 航空測量データ処理設備の拡充

現在、当社の航空機は、大阪府の八尾空港と東京都の調布空港の2箇所に配備されており、日本全国の何処で自然災害等が発生した場合でも、自社による航空撮影・計測が可能な体制をとっております。DMCで撮影した画像については、関東地区と西日本地区の2箇所においてデータ処理が可能となっていることに対し、航空測量（レーザー計測）データについては、データ処理に必要なパソコン、ソフトウェア等の設備は関東地区の1箇所に集中しています。そこで、東日本において自然災害等が発生した場合でも当社事業の基幹となる航空撮影・計測事業を継続することができるように、平成23年12月までに西日本地区に必要な設備を設置いたします。

経営基盤の強化

(ア) 社内情報ネットワークの多重化

当社の業務の基幹となる社内情報ネットワークは、関東地区において集中管理を行っており、先般の東日本大震災の影響による計画停電や、関東地域に新たな災害が起こった場合、社内情報ネットワークがダウンし、全国規模で電話やメールなどの通信機器が使用不能となる可能性があります。このような不測の事態への対応として、情報基盤となる社内情報ネットワークの再整備が必要となっており、西日本地区に社内情報ネットワークの副拠点を設置することで、ネットワークの多重化によるリスク軽減を図ります。

(イ) 海外事業向け新規人材採用

政府開発援助（ODA）に基づく、地球温暖化防止、生物多様性を目的とした森林保全、REDD（発展途上国における森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減）などの海外業務が急増しています。これら業務に対応可能な人材の新規採用に加え、コミュニケーション能力向上のための語学研修の充実を図ります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	復建調査設計株式会社
本店の所在地	広島県広島市東区光町二丁目10番11号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 福成 孝三
資本金	300,000,000円
事業の内容	土木事業に関する建設コンサルタント及び施工管理業務 地質または土質の調査、試験、計測及び解析事業等
主たる出資者及びその出資比率	復建調査設計従業員持株会 55.1% 復建調査設計役員持株会 38.5% 株式会社エフ・ケー開発センター 6.4%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	500,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社と当該会社は平成18年3月6日付で資本業務提携契約を締結し、これに基づき技術協力を相互に行っています。

（注）提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年6月10日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、復建調査設計と平成18年3月6日公表の資本業務提携契約（以下「原資本業務提携契約」といいます。）締結以降、西日本地域における協業を主要な目的として、合計17回に渡って業務提携委員会を開催して参りました。業務提携委員会においては、双方が保有する技術・事例を「技術勉強会」という形で相互に紹介することで、両社の技術力の向上を図って参りました。その間、技術協業による受注、水中調査ロボットの共同開発など、具体的な成果を上げるとともに、地理空間情報に関わる技術者を当社に受け入れることなどにより交流を深めて参りました。

平成22年12月2日に行われた第17回業務提携委員会において、約4年半の総括として、「資本業務提携の効果」並びに「今後の連携に対する更なる期待」について双方の意見を交換し、その結果を踏まえ、両社経営陣が、両社の更なる事業拡大のために業務提携の内容を深化させるという方針について意見が一致し、平成22年12月24日には実務者レベルにおいて、今後の業務提携の方向性についての第1回目のミーティングを開催いたしました。

第1回ミーティングにおいては、「今後の重点協業テーマの検討」として、人事交流、技術力、共同事業、技術開発など幅広いテーマについて議論を行いました。第2回目となる平成23年1月12日は、当社が新しく導入を決定したMMSについて、その特徴、市場性について説明を行うなどし、復建調査設計からも、当該技術の可能性に対し前向きな意見を頂戴いたしました。その後、平成23年1月19日に、前2回の検討結果を両社経営陣に報告し、基本的な今後の提携内容を深化させていくことが両社にとって有益である旨の共通認識を確認いたしました。

その後も引き続き、様々な協業の可能性について検討を行っていたところ、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生しました。それに伴い、東北地域の早期の復旧・復興に関係する測量や調査業務が多数発生したことを受け、両社による具体的な共同提案を開始いたしました。

当社は、航空写真撮影、レーザー計測など、高度な地理空間情報技術を活用し、いち早く被災地の状況を把握し、復建調査設計は、まちづくり、港湾関係の調査・設計などの実績を活かす形で、復興事業に関して当社と復建調査設計が協業することにより、具体的な成果を上げることが見込まれます。

一方、当社は平成23年4月に入り、平成23年10月から平成26年9月までの中期3ヶ年計画の検討を開始いたしました。その中で東日本大震災の影響や、公共事業の縮減による厳しい受注環境下、復建調査設計との既存の業務提携を活かしつつ、注力すべき事業分野や設備投資に関する今後3年間の事業方針全体の見直しを実施することとし、将来の資金需要につい

でも試算を行いました。

資金需要に関しては、既に着手している「新基幹系システムの導入」や新規事業としての「国土情報プラットフォームの開発」、海外事業対応のための新規人材採用に加え、東北地域の復旧・復興に必要な正確な測量をするためのMMSの追加購入、傾斜地での居住地確保のためのヘリコプターによるレーザー測量、海岸線を中心とした航空機による日本全土のレーザー測量などの新しいニーズに対応するためのセンサー機器の導入・入替えの必要性が想定されました。加えて、計画停電などの影響により、当社の経営基盤である社内情報ネットワークの脆弱性が浮き彫りになったことを受け、情報基盤の多重化などの新たな設備投資の必要性が急速に高まって参りました。その結果、10億円規模の資金需要が必要との判断に至りました。

当社においては、従前より、シナジーの見込まれる相手先との提携を模索するため、当社の財務政策等について助言を受けている日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社、以下「日興」といいます。）との平成22年12月22日付アドバイザー業務契約に基づき、相手先候補の紹介や財務政策等の総合的なアドバイスを得ながら、様々な第三者との協業の可能性を検討して参りましたが、中期3ヶ年計画の策定の過程において、最終的に既に資本業務提携関係にある復建調査設計との協業が当社にとって最もシナジーを見込むことができるとの考えに至りました。

当社は、資金調達の方法について検討を進める中で、金融機関からの借入による調達も検討いたしました。10億円規模の資金需要について借入により賅うことは、当社を取り巻く事業環境が厳しい中において借入条件の悪化の可能性が想定されたことや調達の確実性を考慮した結果、最善の選択ではないと判断いたしました。一方、更なる業務提携の具体化に向けて継続的な協議を行っていた復建調査設計に対し、業務提携関係のみならず、資本提携関係についても強化すべく、平成23年4月中旬に当社による新株発行の引き受けの可能性について打診いたしましたところ、復建調査設計より業務提携関係の強化によるシナジーの実現のために有効であると判断頂きました。その後、数回の経営者による会談を経た上で、平成23年4月25日に、現在の資本業務提携を深化させ、新たに10億円規模の追加出資を伴う資本業務提携を検討することにつき基本的に合意し、平成23年6月の当社定例取締役会にて決議する方向で進めることとなりました。

その後、具体的な協議を重ね、既に当社が開発に着手していた「新基幹系システムの導入」及び事業性の検証を終えていない「国土情報プラットフォームの開発」を除き、投資内容を整理した結果、計8億円規模の新たな資金を復建調査設計より調達するとともに、原資本業務提携契約の内容を見直し、以下のとおり新たな業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を実施することといたしました。

（本業務提携の内容）

（1）既存事業の共同推進による発展

両社の交流と相互補完に基づく提携関係からさらに踏み込み、顧客及び市場環境に応じた連携による体制構築や、新たな市場への進出・顧客開拓に向け相互の経営資源を共同して投入すること等、両社の協働を深めます。

復興支援事業への共同展開

東北地域を中心として今後予想される大規模な復旧・復興及び地域社会の再構築に対し、両社のネットワークや経営資源を相互に活用した包括的な連携体制を構築することにより、復興支援への取組みを強化するとともに、社会基盤整備や運営管理の共同提案等を含めた新たな事業スキームの構築により、事業拡大を図ります。

海外への共同展開

地球温暖化防止対策、森林環境の保全、生物多様性の保全、社会基盤整備などの海外事業を推進するため、相互の持つ人脈等を活用するとともに、当社及び復建調査設計のそれぞれの拠点及び事業実施国において、共同提案するなどの連携により、海外事業の拡大を図ります。

また、併せて海外事業の拡大に応じて必要となる人材の確保のため、技術者の育成・調達に関しても相互に協力を実施していきます。

ジョイントベンチャーの推進

公共事業における地元企業重視の傾向はますます強化され、ジョイントベンチャー方式による発注が増加する傾向にあります。地方自治体や、総合的なサービスを志向する民間企業を中心に、顧客対応力の向上や技術サービスの最適化を図るとともに、当社及び復建調査設計の弱点地域の強化や両社の事業量を確保・拡大するため、両社及び両社の協力企業を含めた連携によるジョイントベンチャー提案を積極的に推進していきます。

民間市場への展開

両社の保有する民間企業顧客やアライアンス企業など、両社の異業種を含めた企業間ネットワークを相互に活用し、インフラ関連企業を中心とする民間市場での事業拡大について相互に協力していきます。

併せて、それらの企業間ネットワークを活用し、国内外の大型プロジェクトに対する共同参入を図ります。

（2）新たな技術及び事業の開発と推進

両社の次世代の成長の礎となる新たな事業領域を開拓するため、両社で共同して新たな技術開発投資や事業開発

等の活動を推進していきます。

技術及びツールの共同開発

新たな市場ニーズや顧客要望に対応するため、両社の保有する技術やツールの改良、新規開発や、組合せによる新商品の共同開発を実施していきます。

特に、今後都市圏を中心に増大する構造物やライフライン等の社会基盤の老朽化への対応や、頻繁に発生し激甚化する自然災害の予防や早期復興への対応などに関し、両社の保有する技術やツールの改良、新規開発や組合せによる新商品の開発を共同して実施いたします。

次世代事業の共同展開

(a) 次世代の社会基盤サービス事業モデルに向けたMMS事業

ライフラインデータを始めとする社会基盤施設情報と変動する空間データの最新情報の提供と、統合的、時系列的な管理を実現しつつ、社会基盤管理の新たな仕組みを実現する次世代の社会基盤サービス事業モデルの実現に向けて、MMSの活用による社会基盤施設の情報管理を新たな事業の柱として、早期事業化を目指します。

MMSや航空レーザー、海底地形を測量するマルチナロービーム等、両社が保有する最新のセンサー技術や新規導入技術を含め、それらを複合的に活用することにより、道路施設や空港施設、港湾施設、防災施設等の社会基盤の精密空間データを計測するとともに、施設情報を含めたデータベースを構築していきます。

これにより計測した社会基盤施設の維持管理業務についても、蓄積された情報を活かした付加価値の高い技術サービスを提供し、事業量の確保・拡大を実現していきます。

(b) 地球環境プロジェクト

国内外における生物資源や森林環境等に対する事業の拡大を両社の新たな収益につなげるため、特に自然エネルギーなどの低炭素エネルギー分野や森林環境資源の活用分野、生物多様性に関する分野に対して、国内外における両社の技術及び人脈、人材等を相互に活用し、共同して研究・事業開発を行うことにより、これらの新規事業分野への参入を効率的に実現していきます。

(3) 双方向の技術融合

これまでの、技術情報の共有からさらに踏み込み、個別の受託業務や提供サービスにおいて協力・相互補完する関係に発展させます。両社の保有する技術や生産の資源を相互に活用することで、それぞれの技術力を補完し、両社の事業量拡大の実現を図ります。

空間情報技術とコンサルタント技術の融合

道路や河川・海岸、空港・港湾など社会基盤整備及び保全において、レーザー計測技術やMMS等の最先端の空間計測技術・設備と建設関連技術等を融合した独自の業務手法や提案手法を開発することにより提供する技術水準を向上させます。また、都市分野、環境分野、森林分野などにおいても両社の技術資源の融合による独自の業務手法等を開発・提供していきます。

特許技術・商品の活用

それぞれの技術提案において、他社提案との差別化の強化を図るとともに、相互の収益機会の拡大につなげるため、双方が保有する特許技術や商品の相互の活用を図ります。

生産協力

迅速な対応や技術・地域精進の向上など顧客対応力を向上するとともに、相互の生産リソースの有効活用を図り、利益の最大化を図るため、両社のグループ企業を含めた生産協力を進めていきます。

(4) 人材交流の強化

平成18年締結の原資本業務提携契約に基づくこれまでの技術情報の共有を中心とした交流活動をさらに充実・強化するとともに、企業活動レベルでの交流に発展させることにより、両社の提携関係をより密接で強固なものとしていきます。

業務提携委員会の継続的実施・強化

業務提携委員会を、メンバーの職務範囲の拡充を図り、引き続き継続的に実施し、両社の保有する基礎技術、応用事例についての情報共有と活用研究を深めます。特に、衛星を含む航空センサー技術、地上センサー及び移動体センサー技術、水中及び水面上でのセンサー技術などセンサー計測技術及び商品知識についての情報交流を強化・充実していきます。

管理部門の交流実施

内部統制や会計基準、情報リスク管理など、管理部門における相互のノウハウを共有することにより、両社の経営基盤の強化を図ります。

上記のとおり、当社は、復建調査設計との間で、原資本業務提携契約をふまえて、より深化した本業務提携を含む資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことにより、財務基盤を強化するとともに、復建調査設計との提携関係を更に深化させることが当社の企業価値の向上に資するものと判断し、復建調査設計を割当予定先として選定いたし

ました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式数 3,434,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である復建調査設計から、本第三者割当増資により発行される当社株式の保有方針について、原資本業務提携契約に基づいて引き受けた当社株式と同様、本資本業務提携の一環として引き受けるものであり、本資本業務提携によるシナジーを実現するためには長期的な提携関係を維持することが必要であることから、長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、当社は、割当予定先が払込期日より2年以内に新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の平成20年4月期から平成22年4月期の計算書類、平成22年5月から平成23年4月までの合計残高試算表及び平成23年5月末の銀行残高証明により、売上高、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、割当予定先には、120億円を上回る純資産があり、かつ必要な資金も十分に保有していることから、本第三者割当増資による新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社と割当予定先とは、既に資本業務提携関係にあるものの、再度、割当予定先の実態について調査を行いました。

当社は、割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（本社：東京都新宿区、代表者氏名：渡部洋介、資本金：316百万円）に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有する公知情報データベースとの照合、登記情報分析等の検索等による調査を行った結果、調査対象者の中に反社会的勢力に該当する者と同名同姓の者が2名おりました。これを受けて、当社にて該当者と調査対象者の同一性の確認をしたところ、生年月日、住所が相違することから全くの別人であることを確認しております。これらにより、当社は、割当予定先が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出いたしました。

なお、割当予定先は、国土交通省の地方整備局（関東、九州及び中国の3地方整備局）より、平成20年から平成22年の間に指名停止措置を3件受けたことがあります。指名停止の原因は、2件が応札価格に関するもの、1件が設計瑕疵に関するものですが、今後同様の措置を受けることがないよう、復建調査設計で定める再発防止規定に基づき是正処置計画書を作成の上、応札価格については第三者の確認プロセスの徹底、設計瑕疵については照査体制の充実を図る等の対策を実施しています。是正措置の取組みについては、国土交通省の各地方整備局に報告されているとともに、現在、同様の問題が発生していないことを確認しております。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法（下請法）について、割当予定先から提出された記録の確認及び公正取引委員会の開示情報の調査により現時点において違反の事実はないことを確認いたしました。

以上のことから、割当予定先については信頼性を確保している状況にあると判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a . 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方

当社及び割当予定先である復建調査設計は、平成23年6月8日に、発行価格に関する協議を行いました。復建調査設計は、当社が属する業界環境が公共事業の縮減等により厳しい状況にあること、当社の業績も業界環境の影響を受け、第64期（平成23年9月期）上期の受注高、売上高及び経常利益等の業績が前期実績を下回って推移していること、平成23年6月7日時点の東京証券取引所市場第二部における当社株式の直近過去1年間の終値の単純平均値が231円であることを参考とすべき等を主張しておりましたが、当社としては、株価の協議にあたり、成長資金を獲得し、復建調査設計との新たな資本業務提携による更なるシナジーの追求が当社の長期的な企業価値の向上につながるものと判断し、最終的に当該協議当日（平成23年6月8日）の終値である233円を発行価格とすることに致しました。当該発行価格233円は、本第三者割

当増資に関する取締役会決議日の前営業日である平成23年6月9日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値239円に対して2.51%のディスカウント、取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の終値の単純平均値239円に対して2.51%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の単純平均値250円に対して6.80%のディスカウント、同6ヶ月間の終値の単純平均値247円に対して5.67%のディスカウントとなっており、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における乖離率に準拠しており、本第三者割当増資に係る発行価格は、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」には該当せず、合理的なものと判断しております。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会に出席した監査役全員においても、発行価格が日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」における乖離率に準拠していることから、復建調査設計に特に有利でない旨の意見を述べております。

また、復建調査設計を割当予定先とする本第三者割当増資は、希薄化が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しませんが、本第三者割当増資で予定している規模の資金調達を実施した場合、発行価格によっては希薄化が25%に近接したものになることが予想されたため、株主保護の観点から、当社から独立した第三者である岩田合同法律事務所(住所:東京都千代田区、代表者:竹内洋)の吉原朋成弁護士、小谷野公認会計士事務所(住所:東京都渋谷区、代表者:小谷野幹雄)の小谷野幹雄公認会計士及び当社社外監査役である川居信次氏により組織された第三者委員会に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求めました。

当該第三者委員会は、平成23年6月9日付で、本第三者割当増資について、「資金調達の必要性が認められ、他の資金調達スキームと比較して相当性を欠くとは認められず、その発行条件も、取締役会決議日の前営業日終値239円に対して、2.51%のディスカウントとなっているが、同日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の終値の各単純平均値と比べても大きく乖離した数値ではなく、割当予定先が復建調査設計という高いシナジーが見込まれる相手であることを併せ鑑みると、相当性を備えたものである。」の旨の意見を表明しており、当社は当該意見書を受領しております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する株式数は3,434,000株(議決権数3,434個)を予定しており、平成23年6月10日現在の当社の発行済株式総数15,180,000株(議決権数14,330個)に対して、23.96%の割合で希薄化が生じることとなります。そのため、既存株主の保有比率に関しても一定の希薄化が発生し、一時的に株式価値の毀損が生じます。

しかしながら、昨今の当社を取り巻く厳しい事業環境のなかで、割当予定先である復建調査設計との業務提携の強化を図り、顧客に魅力的な新サービスを開発・提供することで当社グループの競争力をより高めていくこと及び特に東北地域の復旧・復興に向けて両社が確固たる協力体制を築くことにより、お互いの業績拡大を目指すことが、今後の当社の企業価値の増大に寄与し、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと判断しております。

以上の理由により、当社は、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
国際航業ホールディング ス株式会社	東京都千代田区六番町2番 地	4,402	30.72	4,402	24.78
復建調査設計株式会社	広島県広島市東区光町二丁 目10番11号	500	3.49	3,934	22.15
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番 9号	1,350	9.42	1,350	7.60
アジア航測株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目 14番1号	766	-	766	-
西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁 目4番24号	710	4.95	710	4.00
ティーディーシーソフト ウェアエンジニアリング 株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁 目33番6号	700	4.88	700	3.94
アジア航測社員持株会	東京都新宿区西新宿六丁目 14番1号	489	3.41	489	2.75
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町一丁 目1番3号	441	3.08	441	2.48
株式会社オオバ	東京都目黒区青葉台四丁目 4番12号-101号	351	2.45	351	1.98
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1番1号	300	2.09	300	1.69
計	-	10,010	64.50	13,444	71.36

(注) 1. 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の株主名簿及び平成23年6月10日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の総議決権数17,764個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第63期）又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年6月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年6月10日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第63期）の提出日（平成22年12月22日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年6月10日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年12月24日に関東財務局長に提出しております。

その内容は次のとおりであります。

(1) 株主総会開催の年月日

平成22年12月21日

(2) 株主総会の決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金 700,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

2. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円（配当総額は72,076,325円）

剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年12月22日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として山井忠世氏、斉藤和也氏、北原一平氏、小川紀一郎氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として徳田孝司氏を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役8名及び監査役4名に対し、役員賞与総額1,800万円を支給する。

(3) 株主総会決議事項に対する結果等

株主総会決議事項		賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	総議決権行使数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案		12,426	23	0	12,845	96.74	(注)1	可決
第2号議案	山井 忠世	12,424	25	0	12,845	96.72	(注)1	可決
	斉藤 和也	12,423	26	0	12,845	96.71		可決
	北原 一平	12,424	25	0	12,845	96.72		可決
	小川 紀一郎	12,423	26	0	12,845	96.71		可決
第3号議案	徳田 孝司	12,428	21	0	12,845	96.75	(注)1	可決
第4号議案		12,409	40	0	12,845	96.61	(注)1	可決

(注)1. 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

可決要件は、議決権を行使できる株主の有する議決権(14,329個)の3分の1以上を有する株主の出席と、その議決権の過半数の賛成であります。

- 議決権行使書による事前行使、当日出席の役員及び一部の株主(委任出席を含む。)の賛成により、各議案の可決要件を満たしております。よって上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席の役員及び一部の株主(委任出席を含む。)以外の当日出席株主の議決権の数は含まれておりません。
- 総議決権行使数とは、議決権行使書による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主(委任出席を含む。)の議決権の数(株主総会終了時点までに出席したすべての議決権の数)の合計であります。従いまして、(注)2.のとおり一部未集計の票があるため、上記の賛成、反対及び棄権の各個数の合計と総議決権行使数は、一致しません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第63期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第64期 第2四半期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年1月4日

アジア航測株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジア航測株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア航測株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アジア航測株式会社の平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アジア航測株式会社が平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管している。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月12日

アジア航測株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアジア航測株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アジア航測株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

アジア航測株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジア航測株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア航測株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4 会計処理基準に関する事項（4）その他連結財務諸表作成のための重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとあり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アジア航測株式会社の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アジア航測株式会社が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

アジア航測株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアジア航測株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アジア航測株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月4日

アジア航測株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田 一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジア航測株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア航測株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月22日

アジア航測株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春山 直輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジア航測株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア航測株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針5収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。